

◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、令和8年5月31日に執行の新潟県知事選挙並びにこれと同時に行う田上町長選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

令和8年5月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序  
先 新潟県知事選挙の投票  
後 田上町長選挙の投票
- 2 開票の順序  
先 新潟県知事選挙の開票  
後 田上町長選挙の開票